

前回までの主な意見

本資料の意見については、「第2回住宅用火災警報器・感震ブレーカー設置・維持管理対策会議」の会議中の意見と会議終了後の意見用紙の意見をとりとまとめたもの

対策会議(第2回)における意見

- 法令等で感震ブレーカーを義務化または、内線規程で義務化とすることはできないのか。
- 太陽光発電設備について、公的補助を行っている都道府県もあるが、この太陽光発電設備に対しても感震ブレーカーの設置を条件とするべきではないか。
- 県が主導で組織編成し推進すべきである。(資料2、資料3)
- 具体的な取組の推進には現地の実情や業務実態に配慮いただきたい。(資料2、資料3)
- 新築住宅への導入は容易であるが、既存住宅への導入は課題が多いため、ガイドラインには新築住宅と既存住宅の普及推進について区分けした記載が必要。(資料3)
- 周知方法として、新築と既存を区別して行ったほうがよい。(資料3)
- 重点地域だけ積極的に普及推進するのではなく、その他の地域を含め全体的に普及推進するべきではないか。(資料3)
- 感震ブレーカーの製造メーカーには普及啓発に加え、機能の向上や低価格化が求められる。

対策会議(第2回)における意見

- 国からの補助制度を設けてもらいたい。(資料5)
- 鳥取県の協議会をモデルとして広報すべきである。(資料5)
- 平時の電気火災対策と地震火災対策をセットで普及啓発できないか。
- 通知を発出する際は、都道府県だけでなく、参画している構成員にも発出してもらいたい。また、関係省庁連名または、同様の通知を各省庁から関係者へ発出してもらいたい。
- 電力の小売り業者にも周知が必要。
- 住宅用火災警報器のようなデモ機を使用し、普及啓発活動はできないのか。(参考資料5)